
5 0 0 6 . 輸 入 申 告

業務コード	業務名
I D C	輸入申告

1. 業務概要

「輸入申告事項登録（IDA）」業務後（予備申告変更の場合は、「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務後）、以下の手続き（以下、輸入申告等という。）を行う。

- ①輸入申告（申告納税）（輸入許可前貨物引取（以下、BPという。）承認申請を含む。）
- ②輸入申告（賦課課税）
- ③輸入申告（少額関税無税）（航空のみ）
- ④輸入（引取）申告（特例委託輸入（引取）申告を含む。）
- ⑤輸入（引取・特例）申告（特例委託輸入（引取・特例）申告および蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）
- ⑥蔵入承認申請
- ⑦移入承認申請
- ⑧総保入承認申請
- ⑨展示等申告
- ⑩蔵出輸入申告（申告納税）（BP承認申請を含む。）
- ⑪蔵出輸入申告（賦課課税）
- ⑫移出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請を含む。）
- ⑬移出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）
- ⑭総保出輸入申告（申告納税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。BP承認申請を含む。）
- ⑮総保出輸入申告（賦課課税）（製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。）

（1）本業務では以下の申告条件を指定することができる。

コード	申告条件	備考
なし	IDA業務で登録した情報を使用し、輸入申告等を行う。 （以下、通常申告という。）	①BP承認申請を含む。 ②搬入時申告による自動起動を含む（海上のみ）。 ③開庁時申告による自動起動を含む。
T	IDA業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う。 本申告の起動方法は、手動起動を指定する。 （以下、予備申告（T）という。）	①BP承認申請に係る予備申告を含む。 ②予備申告変更を含む。
Z	IDA業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う。 本申告の起動方法は、以下を指定する。 （以下、予備申告（Z）という。） ①海上：貨物搬入確認登録時自動起動 ②航空：貨物搬入時自動起動	①BP承認申請に係る予備申告を含む。 ②予備申告変更を含む。 ③システム参加保税蔵置場で通関する場合にのみ。
U	IDA業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う。 本申告の起動方法は、以下を指定する。 （以下、予備申告（U）という。） ①海上：貨物到着時自動起動 ②航空：税関空港で貨物引取時自動起動	①BP承認申請に係る予備申告を含む。 ②予備申告変更を含む。 ③コンテナ扱い貨物のみ対象（海上のみ）。 ④「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）へ切替えるが、予備申告の審査終了が行われれば予備申告（U）に戻る。
J	IDA業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う。 本申告の起動方法は、積荷目録事前報告時自動起動を指定する。 （以下、予備申告（J）という。）	予備申告変更を含む。

コード	申告条件	備考
S	I D A業務で登録した情報を使用し、予備申告を行う（航空のみ）。 本申告の起動方法は、航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動を指定する。 （以下、予備申告（S）という。）	①B P承認申請に係る予備申告を含む。 ②予備申告変更を含む。 ③「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）へ切替えるが、予備申告の審査終了が行われれば予備申告（S）に戻る。
H	予備申告または予備申告変更した情報を使用し、本申告を行う。 （以下、本申告という。）	①B P承認申請を含む。 ②開庁時申告による自動起動を含む。 ③予備申告時に指定された起動方法により起動される。
I	I D A業務で登録した情報を使用し、貨物搬入確認登録時に輸入申告を自動起動（以下、搬入時申告という。）する旨を登録する（海上のみ）。	搬入時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による搬入時申告の登録が行われない限り、搬入時申告は処理されないこととなる。
K	I D A業務で登録した情報を使用し、既に通関予定蔵置場へ搬入確認済みの貨物について登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）をもって輸入申告または本申告を自動起動（以下、開庁時申告という。）する旨を登録する。	開庁時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。

（2）本業務では輸入申告DBに登録されている申告等種別により、以下の申告条件が入力可能である。

○：入力可能

△：輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合または輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合は、入力不可

空白：入力不可

申告条件コード 申告等種別	なし	T	Z	U	J	S	H	I	K
輸入申告	○	○	△	△		△	○	△	○
輸入申告（少額関税無税）	○	○	△	△		△	○		○
輸入（引取）申告	○	○	△	△	△	△	○	△	○
輸入（引取・特例）申告	○	○	△	△	△	△	○	△	○
蔵入承認申請	○	○	△	△		△	○	△	○
移入承認申請	○	○	△	△		△	○	△	○
総保入承認申請	○	○	△	△		△	○	△	○
展示等申告	○							△	○
蔵出輸入申告	○								○
移出輸入申告	○								○
総保出輸入申告	○								○
蔵出輸入（引取・特例）申告	○								○

(3) 本業務は以下の条件で自動起動される。

S : 海上、A : 航空

申告条件	システム	自動起動条件
通常申告	S	搬入時申告の登録後、通関予定蔵置場への貨物の搬入等を契機に自動起動される。
	S	搬入時申告が税関の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。
	S/A	開庁時申告の登録後、最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。
本申告	S	予備申告（Z）後、「船卸確認登録（個別）（PKK）」業務等による通関予定蔵置場への貨物の搬入を契機に自動起動される。 なお、複数B/L申告及び一括申告の場合は、蔵置税関内の蔵置場に貨物が搬入された場合に起動する。
	A	予備申告（Z）後、保税蔵置場における突合または保税蔵置場への貨物の搬入を契機に自動起動される。 なお、本業務において、突合とは、以下の条件を満足した状態のことをいう。 ①通関予定蔵置場に全量蔵置されていること。 ただし、HAWBの場合で、通関予定蔵置場が「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を不要として登録されている場合は除く。 ②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。 ただし、スプリット情報仕分けされた貨物は除く。
	S	予備申告（U）後、「到着確認登録（PID）」業務を契機に自動起動される。
	A	（１）AWBの場合 予備申告（U）後、「AWB情報登録（輸入）（ACH）」業務を契機に自動起動される。 （２）HAWBの場合 予備申告（U）後、以下のいずれか遅いほうの業務を契機に自動起動される。 ①ACH業務 ②「HAWB情報登録（輸入）A（HCH）」業務等
	S	予備申告（J）後、「積荷目録提出（DMF）」業務を契機に自動起動される。
	A	（１）AWBの場合 予備申告（J）後、「積荷目録事前報告（ADMO1）」業務またはACH業務を契機に自動起動される。 （２）HAWBの場合 予備申告（J）後、以下のいずれか遅いほうの業務を契機に自動起動される。 ①ADMO1業務またはACH業務 ②HCH業務等
	A	予備申告（S）後、「搬出確認登録（一般）（OUT）」業務等を契機に自動起動される。
	S/A	本申告が税関の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に自動起動される。

申告条件	システム	自動起動条件
開庁時申告の登録	S/A	搬入時申告または本申告が税関の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、開庁時申告の登録が自動に行われる。 ただし、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）を待たずに通常申告または本申告を行う場合は、時間外執務要請届出後に手動により行う。

(4) 本業務は以下の時間帯に実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
通常申告	税関開庁時間内	本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。
本申告		
予備申告	時間帯を問わない	
搬入時申告の登録		
開庁時申告の登録	税関開庁時間外	

- (5) 輸入申告DBに関税割当証明書提出猶予申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
- (6) 輸入申告DBに原産地証明書提出猶予申請または原産品申告書提出猶予申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
- (7) 輸入申告DBに個別納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
- (8) 輸入申告DBに特例申告納期限延長申請を行う旨が登録されている場合は、併せて実施することができる。
- (9) 登録内容に基づき輸入申告等を「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。
- (10) 審査区分が「検査扱い」に選定された輸入申告等は、検査区分が選定される場合がある。
- (11) 「簡易審査扱い」（保留中は除く）に選定された輸入申告等は、納税等の条件を満たすことにより即時に輸入申告等を許可・承認とする。
- (12) BP承認となった場合で、輸入申告DBに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」に係るBP申請事由コードが登録されている場合は、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）に輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、IBPという。）に係る審査終了を自動起動する旨を登録する。
- (13) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入（引取）許可となった場合は、特例申告受理処理または酒税またはたばこ税・たばこ特別税に係る特例申告納期限延長申請（以下、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）という。）処理を自動的に行う。

2. 入力者
通関業

3. 制限事項
なし。

4. 入力条件

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項番	申告条件 チェック	通	予	本	搬	開
1	入力者チェック	○	○	○	○	○
2	入力項目チェック	○	○	○	○	○
3	輸入申告DBチェック	○	○	○	○	○
4	税関開庁時間チェック	○		○		○
5	時間外執務要請届DBチェック	○		○		
6	通貨換算レートの適用期間チェック	○	○	○		
7	貨物情報関連チェック	○	○	○	○	○
8	積荷目録管理DBチェック（海上のみ）		○	○		
9	本船・ふ中扱い承認申請DBチェック（海上のみ）	○		○		○
	適用法令チェック ^{*1}					
10	保険関連チェック ^{*2}	○	○	○		
11	輸入包括評価申告関連チェック ^{*2}	○	○	○		
12	輸入包括審査関連チェック ^{*3}	○	○	○		
13	原産地関連チェック ^{*2}	○	○	○		
14	特惠例外関連チェック ^{*2}	○	○	○		
15	輸入品目関連チェック	○	○	○		
16	関税減免税関連チェック ^{*2}	○	○	○		
17	内国消費税等種別関連チェック ^{*2}	○	○	○		
18	内国消費税等減免税関連チェック ^{*2}	○	○	○		
19	特別緊急関税対象品目関連チェック	○	○	○		
20	輸出入者関連チェック	○	○	○		
21	EPA関連チェック ^{*2}	○	○	○		
22	運賃特例及び保険明細不明関連チェック ^{*2}	○	○	○		
23	口座関連チェック	○	○	○		
24	担保関連チェック	○	○	○		
25	保税地域関連チェック	○	○	○		
26	インボイス・パッキングリストDBチェック	○	○	○		
27	共通管理番号関連チェック	○	○	○		
28	関税割当証明書DBチェック	○	○	○		
29	その他のチェック	○	○	○	○	○

（*1）IDA業務またはIDA01業務が行われた日（以下、事項登録日という。）と本業務が行われた日（自動起動を含む。以下同様。）が異なる場合にのみチェックを行う。

（*2）申告等種別が輸入（引取）申告の場合は除く。

（*3）申告等種別が輸入（引取）申告及び輸入（引取・特例）申告の場合は除く。

（1）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②輸入申告DBに登録されている申告等予定者と同一であること。または、申告等予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

③「通関士審査結果登録（CCA）」業務にて、通関士審査済の旨が登録されている場合、CCA業務実施者と同一であること。

④④システムに通関士として登録されていること。ただし、輸入申告DBに通関士審査済の旨が登録されている場合を除く。

④⑤申告等種別が特例委託輸入（引取）申告または特例委託輸入（引取・特例）申告の場合は、本業務

が入力された日において認定通関業者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入申告DBチェック

入力された申告等番号について以下のチェックを行う。

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
1	入力された申告等番号が輸入申告DBに存在すること。	○	○	○	○	○
2	輸入申告等事項の登録が完了していること。	○	○		○	○
3	輸入申告等（BP承認申請を含む。）がされていないこと。	○	○	○	○	○
4	最初蔵入等承認年月日が登録されていないこと。*4		○		○	
5	予備申告されていないこと。（予備申告変更の場合はチェックを行わない。）	○	○		○	
6	予備申告されていること。			○		
7	搬入時申告の登録がされていないこと。（海上のみ）		○		○	○
8	開庁時申告の登録がされていないこと。		○		○	○
9	一括申告する旨の登録がされていないこと（海上のみ）。*5		○			
10	複数のB/L番号が登録されていないこと（海上のみ）。*5		○			
11	以下の登録がされていないこと。 「輸入申告等手作業移行」 「輸入申告等撤回」	○	○	○	○	○
12	BP申請事由コードに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」が登録されていないこと。					○
13	通関士審査結果として訂正要の旨の登録がされていないこと。	○	○	○	○	○

（*4）予備申告（T）の場合は、チェックを行わない。

（*5）予備申告（Z）及び予備申告（T）の場合は、チェックを行わない。

(4) 税関開庁時間チェック

申告条件が開庁時申告の登録の場合は、本業務が行われた時間が税関の開庁時間外であること。

(5) 時間外執務要請届DBチェック

申告条件が通常申告または本申告の場合で、本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

①当該申告・申請者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。

②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 通貨換算レートの適用期間チェック

輸入申告DBに登録されている通貨換算レートについて、本業務が行われた日がIDA業務またはIDA01業務で適用された通貨換算レートの期間内であること。

(7) 貨物情報関連チェック

以下の場合以外にチェックを行う。

①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、チェックを行う（海上のみ）。

②輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

③申告条件が予備申告の場合で、貨物情報DBが存在しない場合（海上のみ）

④申告条件が予備申告の場合で、輸入貨物情報DBが存在しない場合（航空のみ）

（A）貨物情報DBチェック（海上のみ）

輸入申告DBに登録されているB/L番号について、以下のチェックを行う。

なお、一括申告する場合は、輸入申告DBに登録されているB/L番号の仕分けの子でチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
1	B/L番号が貨物情報DBに存在すること。	○		○	○	○
2	輸入貨物であること。	○	○	○	○	○
3	他の輸入申告等がされていないこと。（蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合を除く）	○	○	○	○	○
4	蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合は、以下のチェックを行う。 ①蔵入承認済貨物であること。 ②蔵出輸入申告中または再蔵入承認申請中でないこと。 ③蔵出輸入許可となっていないこと。	○	○	○		○
5	輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていること。 ただし、本船・ふ中扱い貨物の場合及び貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。 なお、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のすべてを満たすこと。 ①輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に蔵置されている貨物が1つ以上あること。 ②すべての貨物が蔵置税関の管轄する保税地域に蔵置されていること。	○		○		○
6	バースにおける輸入申告の場合は、リスク分析結果の事前通知が登録されていないこと。	○		○		
7	仕分けの親となっていないこと。	○	○	○	○	○
8	混載仕分けの親となっていないこと。	○	○	○	○	○
9	訂正保留中となっていないこと。	○	○	○	○	○
10	一括申告する場合は、仕分けの子が5 B/L以下であること。	○		○		○
11	本船・ふ中扱い貨物の場合は、本申告の起動方法は手動起動であること。		○			
12	本船・ふ中扱い貨物の場合は、「積荷目録提出（DMF）」業務が行われていること。（「簡易貨物情報登録（SCR）」業務により登録された貨物の場合を除く。）	○		○		○
13	輸入申告DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されている場合は、同一の貨物情報DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていること。	○		○		○
14	本船扱い貨物またはふ中扱い貨物でないこと。				○	

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
15	以下の項目について、輸入申告DBに登録されている内容と貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。 ①貨物個数 ②積載船舶コード ③船卸港コード なお、一括申告する場合の貨物個数についてはB/L番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。 また、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、貨物個数の合計でチェックを行う。	○		○		○
16	輸入申告DBに入港年月日の登録がない場合は、貨物情報DBに入港年月日が登録されていること。	○		○		
17	既に輸入申告DBに登録済みまたは貨物情報DBより補完された入港年月日が、本業務が行われた日より未来日でないこと。 ただし、貨物到着前輸入申告扱いの場合は除く。	○		○		
18	コンテナ本数について、一括申告または複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、貨物情報DBに登録されているコンテナ本数の合計が999を超えていないこと。	○		○		○
19	コンテナ本数について、輸入申告DBに登録されている内容が貨物情報DBに登録されている内容と同一であること。 なお、一括申告する場合のコンテナ本数についてはB/L番号の仕分けの子の合計でチェックを行う。 また、複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、コンテナ本数の合計でチェックを行う。	○		○		○
20	以下の登録がされていないこと。 「廃棄届受理」 「亡失届受理」 「滅却承認」 「現場収容」 「税関内収容」 「その他の搬出承認」	○	○	○	○	○
21	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○	○	○
22	削除対象となっていないこと。	○	○	○	○	○
23	コンテナ扱いで通関する場合は、デバンニングされていないこと。	○	○	○	○	○
24	自動起動による申告（本申告、搬入時申告または開庁時申告）の場合は、税関への通知を要する事故が登録されている貨物（税関による事故確認登録がされている貨物を除く）でないこと。	○		○		
25	通関予定蔵置場以外の蔵置場における搬入時申告の登録がされていないこと。	○		○		○
26	輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に既に貨物が搬入されている場合は、本申告の起動方法は手動起動であること。		○			
27	申告条件が予備申告（U）の場合は、以下のチェックを行う。					
	①混載貨物でないこと。		○			
	②コンテナ詰貨物であること。		○			
	③仮陸揚貨物でないこと。		○			
	④船卸確認登録が行われていないこと。		○			
	⑤システム外搬入貨物でないこと。		○			
	⑥積荷目録情報登録（MFR）業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「99999」でないこと。		○			

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
28	申告条件が予備申告（U）後の本申告の場合は、以下のチェックを行う。					
	①申告先税関と船卸港を管轄する税関が同一であること。 ただし、自由化申告である場合を除く。			○		
	②搬入時自動起動により本申告が行われた場合は、搬入確認された保税地域コードに対応する船卸場所が存在すること。			○		
	③MFR業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「99999」でないこと。			○		
29	貨物到着前輸入申告扱いの場合は以下のチェックを行う。					
	①申告先官署が管轄する港において、DMF業務が行われていること。（混載子B／Lの場合は対象の混載親B／Lでチェックを行う。） ただし、自由化申告である場合を除く。	○		○		○
	②仮陸揚貨物でないこと。	○		○		○
	③船卸確認登録が行われていないこと。	○				○
	④システム外搬入貨物でないこと。	○		○		○
	⑤混載子B／Lの場合は、対象の混載親B／Lの船卸確認登録が行われていないこと。	○				○
	⑥仮陸揚貨物でない場合は、DMF業務が行われていないこと。（混載子B／Lの場合は対象の混載親B／Lでチェックを行う。）		○			
	⑦輸入申告DBに登録されている船（取）卸港コードと貨物情報DBに登録されている船卸港コードが同一である場合は、仮陸揚貨物でないこと。		○			
	⑧仮陸揚貨物でない場合は、システム外搬入貨物でないこと。		○			
	⑨搬入時自動起動により本申告が行われた場合は、搬入確認された保税地域コードに対応する船卸場所が存在すること。（混載子B／Lの場合は、混載仕分けを行う保税地域等コードとして登録されている保税地域に存在すること。）			○		
30	他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。					
	①貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。	○		○		○
	②貨物情報DBと輸入申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。	○		○		○
	③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。	○		○		
31	輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、以下のチェックを行う。 ただし、予備申告の場合は、輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場に貨物が蔵置されている場合のみチェックを行う。					
	①一括申告等識別に「C」が登録されている場合は、コンテナ詰貨物のみであること。	○	○	○		○
	②一括申告等識別に「M」が登録されている場合は、コンテナ貨物とコンテナ詰めされていない貨物が混在していること。	○		○		○
	③一括申告等識別に「M」が登録されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみでないこと。		○			
	④一括申告等識別に「L」が登録されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみであること。	○		○		○

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
32	複数のB/L番号が輸入申告DBに登録されている場合は、以下のチェックを行う。 ただし、一括申告する場合は、チェックを行わない。					
	①輸入申告DBに一括申告等識別が登録されている場合は、分散蔵置していること。	○		○		○
	②輸入申告DBに一括申告等識別が登録されていない場合は、分散蔵置していないこと。	○		○		○

(B) 輸入貨物情報DBチェック（航空のみ）

輸入申告DBに登録されているAWB番号に対して以下のチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、輸入貨物情報DBに登録されている場合のみ行う。

なお、申告条件が予備申告以外の場合で、輸入申告DBにMAWB番号、積載船（機）名、入港年月日または船（取）卸港コードが登録されていない場合は、輸入貨物情報DBに登録されている内容を輸入申告DBに登録の上、チェック及び以降の処理を行う。

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

○：チェックを行う、空白：チェックを行わない

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
1	AWB番号が輸入貨物情報DBに存在すること。	○		○	—	○
2	ULDでないこと。	○	○	○	—	○
3	MAWBでないこと。	○	○	○	—	○
4	仕分中となっていないこと。	○	○	○	—	○
5	一般仮陸揚貨物でないこと。	○	○	○	—	○
6	仮・仮貨物でないこと。	○	○	○	—	○
7	国外向け機移し貨物でないこと。	○	○	○	—	○
8	他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。	○	○	○	—	○
9	システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。	○	○	○	—	○
10	HAWBの場合は、輸入申告DBに登録されているMAWB番号と輸入貨物情報DBのMAWB番号が同一であること。 ^{*6}	○	○	○	—	○
11	AWBの場合は、輸入申告DBにMAWB番号の登録がされていないこと。	○	○	○	—	○
12	輸入申告等がされていないこと。 ^{*7}	○	○	○	—	○
13	輸入マニフェスト通関申告がされていないこと。	○	○	○	—	○
14	機用品蔵入等承認申請がされていないこと。	○	○	○	—	○
15	以下の登録がされていないこと。 「外貨機用品積込承認（個別）」 「外貨船用品積込承認」 「廃棄届受理」 「減却承認」 「亡失届受理」 「保税運送承認」 「税関内収容」 「現場収容」 「登録情報削除承認」	○	○	○	—	○
16	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○	—	○
17	積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。	○	○	○	—	○
18	仕分け親でないこと。	○	○	○	—	○
19	通関予定蔵置場からの保税運送申告がされていないこと。	○		○	—	○
20	システム外の保税蔵置場への保税運送申告がされていないこと。	○	○	○	—	○
21	貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。	○		○	—	○

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
22	通関予定蔵置場に貨物が蔵置されていないこと。* ⁴		○		—	
23	突合されていること。 ただし、HAWBの場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。 ①HAWBについて、HPK業務等が行われていること。 ②MAWBについて、ACH業務等が行われていること。	○		○	—	○
24	HAWBの場合は、不突合（オーバー）となっていないこと。	○		○	—	○
25	訂正保留中でないこと。	○	○	○	—	○
26	輸入申告DBに登録されている以下の内容と輸入貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。* ⁸ ①貨物個数 ②貨物重量（グロス） ③積載船（機）名* ⁶ ④入港年月日* ⁶ ⑤船（取）卸港コード* ^{6*9}	○	○	○	—	○
27	輸入貨物情報DBに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。* ⁸ ①積載船（機）名 ②入港年月日 ③船（取）卸港コード	○	○	○	—	○
28	輸入申告DBに登録されている積載船（機）名、入港年月日及び船（取）卸港コード（以下、「積載機情報」という。）と輸入貨物情報DBに登録されている積載機情報が同一であること。* ^{8*9} ただし、HAWBの場合で、通常申告、本申告または開庁時申告の登録の場合は、以下のいずれかの積載機情報とチェックを行う。 ①HPK業務等が行われている場合は、HPK業務等により、輸入貨物情報DBに登録された、HAWBの積載機情報 ②HPK業務等が行われていない場合は、ACH業務等により、輸入貨物情報DBに登録された、MAWBの積載機情報 なお、スプリット貨物である場合は、輸入貨物情報DBに登録されている複数の積載機情報のいずれかと同一であること。	○	○	○	—	○
29	自動起動による申告（本申告または開庁時申告）の場合は、税関への通知を要する事故が登録されている貨物（税関による事故確認登録がされている貨物を除く）でないこと。	○		○	—	
30	到着即時輸入申告扱いの場合は、以下のチェックを行う。					
	(A) 申告条件が予備申告（U）または予備申告（S）の場合は、以下のチェックを行う。					
	(a) AWBの場合は、ACH業務等が行われていないこと。		○		—	
	(b) HAWBの場合は、以下のチェックを行う。					
	①以下のいずれかの条件を満たすこと。					
	HAWBについて、HCH業務等が行われていないこと。		○		—	
	MAWBについて、ACH業務等が行われていないこと。		○		—	
	②MAWBについて、「ULD引取情報登録（UD A01）」業務実施済みの旨が登録されていないこと。		○		—	
	③HAWBについて、HPK業務等が行われていないこと。		○		—	

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
	(B) 申告条件が予備申告 (U) または予備申告 (S) 以外の場合は、以下のチェックを行う。					
	①スプリット貨物でないこと。			○	－	
	②申告条件を予備申告 (Z) として輸入貨物情報 DB に登録されている場合で、輸入申告 DB に特別通関貨物 (税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物) である旨が登録されている場合は、あて先税関官署の管轄する保税地域に蔵置されていること。			○	－	
31	貨物到着前輸入申告扱いの場合は、以下のチェックを行う。					
	(A) AWB の場合は、以下のチェックを行う。					
	①スプリット貨物でないこと。	○	○	○	－	○
	②「貨物確認情報登録 (PKG)」業務が行われていないこと。	○	○	○	－	○
	③「搬入確認登録 (システム対象外保税運送) (OIN)」業務が行われていないこと。	○	○	○	－	○
	④申告条件が予備申告 (J) の場合は、ADM01 業務または ACH 業務が行われていないこと。		○		－	
	⑤申告条件が予備申告 (J) 以外の場合は、以下の条件を全て満たすこと。					
	ADM01 業務または ACH 業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。	○		○	－	○
	ADM01 業務または ACH 業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。	○		○	－	○
	(B) HAWB の場合は、以下のチェックを行う。					
	①HAWB について、以下のチェックを行う。					
	スプリット貨物でないこと。	○	○	○	－	○
	HPK 業務が行われていないこと。	○	○	○	－	○
	②MAWB について、以下のチェックを行う。					
	UDA01 業務実施済みの旨が登録されていないこと。	○	○	○	－	○
	PKG 業務及び OIN 業務が行われていないこと。	○	○	○	－	○
	③申告条件が予備申告 (J) の場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。					
	HAWB について、「HAWB 情報登録 (輸入) (HCHO1)」業務が行われていないこと。		○		－	
	MAWB について、ADM01 業務または ACH 業務が行われていないこと。		○		－	
	④申告条件が予備申告 (J) 以外の場合は、以下の条件を全て満たすこと。					
	HAWB について、HCHO1 業務が行われていること。	○		○	－	○
	MAWB について、以下のチェックを行う。					
	ADM01 業務または ACH 業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物として登録されていること。	○		○	－	○
	ADM01 業務または ACH 業務により、通関予定蔵置場の所属空港と同一の税関空港における到着空港揚貨物以外の登録がされていないこと。	○		○	－	○

項番	チェック条件	通	予	本	搬	開
	ADMO 1 業務またはACH業務により、運送種別が未定の旨が登録されていないこと。	○		○	—	○
32	他所蔵置場所で通関する場合は、以下のチェックを行う。					
	①輸入貨物情報DBに他所蔵置許可申請番号が登録されていること。	○		○	—	○
	②輸入貨物情報DBと輸入申告DBに登録されている他所蔵置許可申請番号が一致すること。	○		○	—	○
	③本業務の入力日が他所蔵置の許可期間内であること。	○		○	—	

(＊ 6) 予備申告の場合は、当該項目が輸入申告DBに登録されている場合のみチェックを行う。

(＊ 7) 申告等番号の先頭 10 桁が同一の場合は除く。

(＊ 8) 予備申告の場合は、突合されている場合のみチェックを行う。

(＊ 9) 以下の条件を全て満たす場合は、船（取）卸港コードのチェックを行わない。

①入力者が認定通関業者である。

②申告条件に予備申告（U）または予備申告（J）を指定して予備申告がされ、貨物が突合後の本申告である。

③輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場を管轄する税関官署及び輸入貨物情報DBに登録されている到着税関空港を管轄する税関官署が、同一空港グループの税関官署である。

(8) 積荷目録管理DBチェック（海上のみ）

①申告条件が予備申告（U）の場合は、当該港に係るPID業務が行われていないこと。

②申告条件が予備申告（U）後の本申告の場合は、当該港に係るPID業務が行われていること。

(9) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック（海上のみ）

申告条件が通常申告、本申告または開庁時申告の場合で、輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場が本船・ふ中に係る蔵置場である場合は、以下のチェックを行う。（マニュアルで本船・ふ中扱い承認を受けている場合は、（A）のみチェックする。）

(A) 輸入申告DBに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていること。

(B) 本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。

(C) 本船・ふ中扱い承認されていること。

(D) 以下の項目について本船・ふ中扱い承認申請DBに登録されている内容が輸入申告DBに登録されている内容と一致すること。

①B／L番号

②輸入者コードの先頭8桁または13桁

③積載船舶コード

(10) 適用法令チェック

事項登録日と本業務が行われた日が異なる場合は、以下のチェックを行う。

(A) 保険関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括保険番号について、以下のチェックを行う。

(a) 包括保険番号が6桁の場合

①包括保険番号が保険DBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に保険DBの登録内容に変更がないこと。

③申告条件が通常申告または本申告の場合、本業務が行われた日が保険DBに登録されている適用開始年月日から適用終了年月日の間（適用開始年月日 ≤ 業務実施日 ≤ 適用終了年月日）であること。

④申告条件が予備申告の場合、申告等予定年月日が保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

⑤申告条件が予備申告の場合、本業務が行われた日が保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

(b) 包括保険番号が8桁の場合

①包括保険番号が包括保険DBに存在すること。

②申告条件が通常申告または本申告の場合、本業務が行われた日が包括保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

③申告条件が予備申告の場合、申告等予定年月日が包括保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

④申告条件が予備申告の場合、本業務が行われた日が包括保険DBに登録されている適用終了年月日を過ぎていないこと。

(B) 輸入包括評価申告関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括評価申告受理番号について、以下のチェックを行う。

①包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告DBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括評価申告DBの登録内容に変更がないこと。

③申告条件が通常申告または本申告の場合、本業務が行われた日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。

④申告条件が予備申告の場合、申告等予定年月日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限内であること。

⑤申告条件が予備申告の場合、本業務が行われた日が輸入包括評価申告DBに登録されている有効期限終了年月日より未来日でないこと。

(C) 輸入包括審査関連チェック

輸入申告DBに登録されている包括審査扱い受理番号及び品目コードの組み合わせについて、以下のチェックを行う。

①包括審査扱い受理番号及び品目コードの組み合わせが輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入包括審査DB及び輸入包括審査品目条件DBに登録されている有効期限内であること。

(D) 原産地関連チェック

輸入申告DBに登録されている原産地コードについて、以下のチェックを行う。

①原産地コードがシステムに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に原産地の税率適用状況の登録内容に変更がないこと。

(E) 特恵例外関連チェック

特恵税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが特恵例外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特恵停止期間内でないこと。

(F) 輸入品目関連チェック

(a) 輸入申告DBに登録されている品目コードが9桁の場合は、以下のチェックを行う。

輸入申告DBに登録されている品目コードについて、以下のチェックを行う。

①品目コードが輸入品目DBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入品目DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入品目DBに登録されている有効期限内であること。

④申告等種別が輸入（引取）申告以外の場合で、特惠税率が適用されている品目である場合は、本業務が行われた日が輸入品目DBに登録されている特惠適用期間内であること。

（b）輸入申告DBに登録されている品目コードが6桁の場合は、以下のチェックを行う。

輸入申告DBに登録されている品目コードが、輸入品目6桁DBに存在すること。

（G）特惠管理関連チェック

特惠税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている品目コードに係る特惠項名及び原産地に係る国名コードの組み合わせが特惠管理DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特惠適用期間内であること。

（H）関税減免税関連チェック

輸入申告DBに登録されている関税減免税コードについて、以下のチェックを行う。

①関税減免税コードが輸入関税減免税コードDBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入関税減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が輸入関税減免税コードDBに登録されている有効期限内であること。

（I）内国消費税等種別関連チェック

輸入申告DBに登録されている内国消費税等種別コードについて、以下のチェックを行う。

①内国消費税等種別コードが内国消費税等種別DBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に内国消費税等種別DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。

（J）内国消費税等減免税関連チェック

輸入申告DBに登録されている内国消費税等減免税コードについて、以下のチェックを行う。

①内国消費税等減免税コードが輸入内国消費税等減免税コードDBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に輸入内国消費税等減免税コードDBの登録内容に変更がないこと。

（K）特別緊急関税対象品目関連チェック

輸入申告DBに登録されている品目コードがSSG対象品目DBに登録されていて、本業務が行われた日が適用期間内である場合は、以下のチェックを行う。

予備申告の場合は、予備申告に係る事項登録日と本業務の入力日が異なる場合は、チェックを行う。

①申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合で、数量チェック対象の場合は、輸入申告DBに登録されている数量が輸入基準数量を超えていること。^{*10}

②価格チェック対象の場合は、輸入申告DBに登録されている課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。^{*10}

③申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、価格チェック対象でないこと。^{*10}

（*10）チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、EPAに基づく税率が適用された場合で、システムに特別緊急関税対象品目チェックを不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

（L）輸出入者関連チェック

輸入申告DBに登録されている輸入者及び輸入取引者について、以下のチェックを行う。

①輸入者及び輸入取引者が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。

②事項登録日から本業務が行われた日までの間に国内用輸出入者DBの登録内容に変更がないこと。

③本業務が行われた日が国内用輸出入者DBに登録されている有効期限内であること。

④申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、本業務の入力日において特例輸入者であること。

ただし、輸入取引者については、チェックを行わない。

また、特例委託輸入（引取）申告または特例委託輸入（引取・特例）申告の場合は、チェックを行わない。

(M) L D C特恵除外関連チェック

特別特恵税率が適用されていて、輸入申告DBに登録されている品目コード及び原産地に係る国名コードの組み合わせがL D C特恵除外DBに登録されている場合は、本業務が行われた日が特別特恵停止期間内でないこと。

(N) E P A関連チェック

輸入申告DBに登録されている適用された関税率がE P Aに基づく税率の場合に、以下のチェックを行う。

- ①輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、E P Aの適用可能とE P A税率管理DBに登録されていること。
- ②事項登録日から本業務が行われた日までの間にE P A税率管理DBの登録内容に変更がないこと。
- ③事項登録日から本業務が行われた日までの間にE P A／F T A国管理DBの登録内容に変更がないこと。
- ④輸入申告DBに登録されている原産地コード及び品目コードの組み合わせが、E P A適用期間内であること。

(O) 運賃特例及び保険明細不明関連チェック

輸入申告DBに登録されている運賃区分コードが運賃特例に係るコードである場合または保険区分コードが保険明細不明に係るコードである場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入申告DBに登録されている運賃区分コードが「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、事項登録日から本業務が行われた日までの間に、運賃特例自動計算適用管理DBの登録内容に変更がないこと。
- ②輸入申告DBに登録されている保険区分コードが「保険料を自動計算する」旨のコードである場合は、事項登録日から本業務が行われた日までの間に、保険料自動計算適用管理DBの登録内容に変更がないこと。

(11) 口座関連チェック

輸入申告DBに口座番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

- ①口座番号が口座DBに存在すること。
- ②通関業者口座の場合は、入力者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。
- ③輸入者口座の場合は、輸入者または輸入取引者が口座DBに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者DBに登録されていること。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

(12) 担保関連チェック

(A) 以下のいずれかの条件を満たす場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入申告DBに担保登録番号（据置担保または個別担保。以下同様。）及び担保額が登録されている場合
- ②申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入申告DBに担保登録番号が登録されている場合（輸入申告DBに担保額が登録されていない場合も含む。）
なお、以下の条件を満たす場合は、個別担保を輸入（引取）申告用の担保として扱う。
 - ①申告等種別が輸入（引取・特例）申告である
 - ②「担保登録番号の繰返し2回目、個別担保の両方に登録がある」または「個別担保のみに登録がある」

③「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが異なる場合で、個別担保の登録があて先官署で行われている場合」または「あて先官署コードと特例申告あて先官署コードが同じ場合で、輸入（引取）申告用の担保提供原因のみが登録されている場合」

（a）存在チェック

担保登録番号が担保DBに存在すること。

（b）担保提供者チェック

以下のいずれかを満たすこと。なお、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。

＜A＞担保登録番号及び担保額が登録されている場合で、輸入（引取）申告用の担保でない場合

①担保DBに登録されている担保提供者コードが以下のいずれかである。

- ・輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁
- ・輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭13桁
- ・入力者

②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者（輸入取引者を含む。）の先頭8桁または13桁が登録されている。

＜B＞輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合

①担保DBに登録されている担保提供者コードが輸入者の先頭8桁または先頭13桁と同一である。

②担保提供者に代わる利用可能者として担保利用可能者DBに輸入者の先頭8桁または先頭13桁が登録されている。

（c）引落とし可能期間チェック

①申告条件が通常申告または本申告の場合、本業務が行われた日が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。

②申告条件が予備申告の場合、申告等予定年月日が担保DBに登録されている引落とし可能期間内であること。

③申告条件が予備申告の場合、本業務が行われた日が担保DBに登録されている引落とし終了年月日より未来日でないこと。

（d）担保提供原因チェック

＜A＞申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合は、IDA業務またはIDA01業務において1回目の担保登録番号欄に入力された担保登録番号について、担保DBに輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。

ただし、IDA業務またはIDA01業務において1回目の担保登録番号欄に入力されていない場合は、チェックを行わない。

＜B＞以下のいずれかの場合は、担保登録番号の繰返し1回目または個別担保に輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。

①申告等種別が特例委託輸入（引取）申告の場合で、邦貨換算後のインボイス価格の合計が201,000円以上

②申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、関税課税標準額の合計が201,000円以上

（e）担保使用可能官署チェック

あて先税関官署において使用可能な担保であること。

（B）輸入申告DBに担保登録番号及び担保額が登録されている場合（申告等種別が輸入（引取）申告または輸入（引取・特例）申告の場合を含む。）のみ、以下のチェックを行う。

(a) 使用可能通関業者チェック

担保DBに使用可能通関業者が登録されている場合は、本業務の入力者と同一であること。

(b) 担保提供原因チェック

申告等種別が輸入（引取・特例）申告以外の場合は、以下のチェックを行う。

<A>輸入申告DBに1つの担保登録番号（据置担保）が登録されている場合

包括納期限延長する場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

輸入申告DBに2つの担保登録番号（2つの据置担保または据置担保と個別担保）が登録されている場合

①包括納期限延長する場合は、担保DBに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

③BP承認申請の場合は、担保DBにBP承認申請用の担保提供原因が登録されていること。

④再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

<C>輸入申告DBに個別担保が登録されている場合

①個別納期限延長する場合は、担保DBに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

②BP承認申請の場合は、担保DBにBP承認申請用の担保提供原因が登録されていること。

③再輸出免税を適用する場合は、担保DBに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。

(c) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告の場合で、特例申告納期限延長する場合は、担保DBに特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。

(d) 申告等種別が輸入（引取・特例）申告の場合は、特例申告あて先税関官署で使用可能な担保であること。

(13) 保税地域関連チェック

輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場について、以下のチェックを行う。

①申告条件が予備申告（U）の場合は、到着即時輸入申告扱いに係るコードとして保税地域DBに登録されていること。

②申告条件が予備申告（U）でない場合は、到着即時輸入申告扱いに係るコードとして保税地域DBに登録されていないこと。

③申告条件が予備申告（J）の場合は、貨物到着前輸入申告扱いに係るコードとして保税地域DBに登録されていること。

④申告条件が予備申告（J）でない場合は、貨物到着前輸入申告扱いに係るコードとして保税地域DBに登録されていないこと。

⑤申告条件が予備申告（S）の場合は、他所蔵置場所に係るコードとして保税地域DBに登録されていないこと。

(14) インボイス・パッキングリストDBチェック

輸入申告DBに電子インボイス受付番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストDBに存在すること。

②輸入インボイスであること。

③入力者または輸入申告DBに登録されている申告等予定者または事項登録者が、インボイス・パッキングリストDBに登録されている通関業者通関用申告予定者と同一であること。または、通関用申告予定者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

④他の輸入申告等（予備申告を除く。）で使用されていないこと。

(15) 共通管理番号関連チェック

輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連チェックを行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(16) 関税割当証明書DBチェック

輸入申告DBの輸入承認証等識別に関税割当証明書（システム）に対応するコードの登録がある場合は、以下のチェックを行う。

- ①輸入申告DBの輸入承認証番号等に登録されているNACCS用関税割当証明書番号が、関税割当証明書DBに存在すること。
- ②当該申告番号の先頭10桁と一致する申告番号が関税割当証明書DBに登録されており、その確認状態が仮登録取消済以外であること。ただし輸入（引取）申告の場合を除く。
- ③申告条件が通常申告または本申告の場合、本業務が行われた日が関税割当証明書DBに登録されている期間満了日を経過していないこと。
- ④申告条件が予備申告の場合、申告等予定年月日が関税割当証明書DBに登録されている期間満了日を経過していないこと。
- ⑤申告条件が予備申告の場合、本業務が行われた日が関税割当証明書DBに登録されている期間満了日を経過していないこと。

(17) その他のチェック

自由化申告の場合は、以下のいずれかであること。

- ①入力者は本業務が行われた日において認定通関業者である。
- ②輸入者は本業務が行われた日において特例輸入者である。

5. 処理内容

通：通常申告、予：予備申告、本：本申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

○：処理を行う、空白：処理を行わない

項番	申告条件 処理	通	予	本	搬	開
1	入力チェック処理	○	○	○	○	○
2	申告条件切替え処理	○		○	○	
3	審査区分選定処理	○	○	○		
4	検査区分選定処理	○	○	○		
5	通関関係書類（原紙）提出要否判定処理	○	○	○		
6	通関関係書類提出要否判定処理	○	○	○		
7	利用者用整理番号払出し処理	○	○	○		
8	輸入申告DB処理	○	○	○	○	○
9	貨物情報関連処理	○	○	○	○	
10	インボイス・パッキングリストDB処理	○		○		
11	時刻起動電文DB処理	○		○		○
12	審査終了処理 ^{*11}	○	○	○		
13	他法令未済処理 ^{*11}	○		○		
14	担保引落とし処理 ^{*12}	○		○		
15	納付処理 ^{*13}	○		○		
16	許可・承認処理 ^{*14}	○		○		
17	特例申告受理処理 ^{*14}	○		○		
18	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理 ^{*14}	○		○		
19	検査処理（航空のみ）	○		○		
20	時間外執務要請届使用実績DB処理	○		○		
21	共通管理番号関連処理	○	○	○		

項番	申告条件	通	予	本	搬	開
	処理					
22	添付ファイル管理DB処理	○	○	○	○	○
23	包括保険DB処理	○		○		
24	関税割当証明書DB処理	○		○		
25	注意喚起メッセージ出力処理	○	○	○		
26	出力情報出力処理	○	○	○	○	○

(＊１１) 審査区分が「簡易審査扱い」(保留中を除く)に選定された場合または予備申告で「書類審査扱い」に選定され予備申告の審査終了が行われている場合のみ処理を行う。

(＊１２) ＊１１の条件及び他法令未済となっていない場合に処理を行う。

(＊１３) ＊１２の条件及び担保残高不足となっていない場合に処理を行う。

(＊１４) ＊１３の条件及び口座不足となっていない場合に処理を行う。

(１) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(２) 申告条件切替え処理

(Ａ) 申告条件が搬入時申告の登録の場合で、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済みである場合は、申告条件を通常申告へ切り替える。

(Ｂ) 税関の開庁時間外に本申告または搬入時申告が自動起動した場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされてない場合は、申告条件を開庁時申告の登録へ切り替える。

(３) 審査区分選定処理

輸入申告DBの内容に基づき、「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかの審査区分に選定する。

ただし、予備申告後に「審査区分変更・検査(運送)指定(CKO)」業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。

(４) 検査区分選定処理

審査区分選定処理により「検査扱い」に選定された場合は、検査区分が選定される場合がある(航空のみ)。

ただし、予備申告後にCKO業務により検査区分の変更が行われた場合は、指定された検査区分になる場合がある。

(５) 通関関係書類(原紙)提出要否判定処理

輸入申告DBの内容に基づき、通関関係書類(原紙)の提出要否を判定する。(「簡易審査扱い」(保留中)を除く)

(６) 通関関係書類提出要否判定処理

審査区分選定処理により「簡易審査扱い」(保留中を除く)に選定された場合は、輸入申告DBの内容に基づき、通関関係書類の提出要否を判定する。

(７) 利用者用整理番号払出し処理

利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、利用者コード単位の通番を払い出す。

ただし、予備申告が行われている場合は、既に払い出された利用者用整理番号を引き継ぐ。

(８) 輸入申告DB処理

①処理結果及び輸入申告等された旨を輸入申告DBに登録する。

- ②申告条件が予備申告（U）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入申告DBに登録する。
- ③申告条件が予備申告（S）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入申告DBに登録する（航空のみ）。

（9）貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、処理を行う（海上のみ）。

②輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

（A）貨物情報DB処理（海上のみ）

輸入申告DBに登録されているB/L番号について、以下の処理を行う。

①処理結果及び輸入申告等された旨を貨物情報DBに登録する。

②申告条件が予備申告（U）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として貨物情報DBに登録する。

（B）輸入貨物情報DB処理（航空のみ）

輸入申告DBに登録されているAWB番号について、以下の処理を行う。

①処理結果及び輸入申告等された旨を輸入貨物情報DBに登録する。

②申告条件が予備申告（U）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入貨物情報DBに登録する。

③申告条件が予備申告（S）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入貨物情報DBに登録する。

（10）インボイス・パッキングリストDB処理

輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、輸入申告等（予備申告の場合は除く。）がされた旨に登録する。

（11）時刻起動電文DB処理

①申告条件が通常申告または本申告の場合で、開庁時申告の登録後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。

②申告条件が開庁時申告の登録の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

（12）審査終了処理

審査区分が「簡易審査扱い」（保留中を除く）または予備申告で「書類審査扱い」に選定され予備申告の審査終了が行われている場合のみ処理を行う。

（A）輸入申告DB処理

審査終了（予備申告審査終了を含む）された旨を輸入申告DBに登録する。

また、貨物到着前輸入申告扱いの場合または申告条件が予備申告（U）の場合で、既に通関予定蔵置場に貨物が搬入されている場合は、輸入申告DBに登録されている搬入予定場所を取り消す。

（B）貨物情報関連処理

以下の場合以外に処理を行う。

①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合

ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、処理を行う（海上のみ）。

②輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合

(a) 貨物情報DB処理（海上のみ）

輸入申告DBに登録されているB/L番号について、審査終了された旨を貨物情報DBに登録する。

(b) 輸入貨物情報DB処理（航空のみ）

輸入申告DBに登録されているAWB番号について、審査終了された旨を輸入貨物情報DBに登録する。

(C) 資金DB処理

申告等種別が輸入（引取・特例）申告以外の場合で、納付すべき税額がある場合は、審査終了された旨と受入科目毎に納付すべき税額を資金DBに登録する。

ただし、BP承認申請の場合は、処理を行わない。

(13) 他法令未済処理

審査終了処理がされており、他法令手続の証明をシステムにより行う旨が登録されている場合で、他法令手続の承認等が行われていない場合は、以下の処理を行う。

①他法令未済の旨を輸入申告DBに登録する。

②納付すべき税額がある場合に、他法令未済の旨を資金DBに登録する。

(14) 担保引落とし処理

審査終了処理がされており、他法令未済となっていない場合で、輸入申告DBに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

ただし、特例申告に係る担保引落とし処理は行わない。

(A) 引落とし処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されており、担保DBに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告DBに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

なお、輸入申告DBに2つの担保登録番号が登録されており、担保DBに同一の担保提供原因が登録されている場合は、IDA業務またはIDA01業務において1回目の担保登録番号欄に入力された担保登録番号より引落とし処理を行う（2つの担保登録番号からの引落としは行わない。）。

①引落とし結果を担保DBに登録する。

②担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。

ただし、納期限延長用の担保提供原因の場合は、登録しない。

③担保引落とし済みの旨を輸入申告DBに登録する。

④BP承認申請以外の場合で、納付すべき税額がある場合に、担保引落とし済みの旨を資金DBに登録する。

(B) 担保残高不足処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されていない場合または担保残高が不足している場合は、以下の処理を行う。

本処理が行われた場合は、注意喚起メッセージ出力処理まで以降の処理を行わない。

①担保残高不足の旨を輸入申告DBに登録する。

②BP承認申請以外の場合で、納付すべき税額がある場合に、担保残高不足の旨を資金DBに登録する。

(15) 納付処理

審査終了処理がされており、他法令未済または担保残高不足となっていない場合で、納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、BP承認申請の場合は除く。

(A) リアルタイム口座処理

納付方法が口座振替の税科目があり、かつ、リアルタイム口座を利用して納付する場合は、以下の処理を行う。

- ①納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告DBの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をMPN納付DBに登録する。
- ②リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告DBに登録する。
- ③口座残高不足の旨を資金DBに登録する。
- ④口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Webサーバ向けに送信する。

(B) MPN処理

納税方式が即納または個別納期限延長の場合で、納付方法がマルチペイメントネットワーク（以下、「MPN」という。）の場合は、以下の処理を行う。

- ①納付番号及び確認番号を払い出し、あて先税関官署、申告等番号及び納期限が同一の科目の納付情報を1つにまとめ、MPN納付DBに登録する。
- ②賦課課税申告の場合は、納税告知番号を払い出す。

(C) 直納処理

納税方式が即納または個別納期限延長の場合で、納付方法が直納、かつ、賦課課税申告の場合は、納税告知番号を払い出す。

(16) 許可・承認処理

(A) 許可・承認判定処理

以下の条件を満たす場合に、許可・承認を行う条件を満たすこととする。

- (a) 審査終了されている。
- (b) 他法令未済、担保残高不足または口座残高不足となっていない。
- (c) 申告等種別が輸入申告、蔵出輸入申告、移出輸入申告または総保出輸入申告の場合に、以下の条件を満たしている。

＜A＞BP承認申請以外の場合は、すべての税科目について次の条件を満たしている。

＜a＞納税方式が即納の税科目については、以下のいずれかである。

- ①納付方法が直納またはMPNの税科目について、納付すべき税額がない。
- ②納付方法が口座振替の税科目がある場合は、口座引落とし済みである。

＜b＞再輸出免税の場合は、担保引落とし済みである。

＜c＞個別納期限延長または包括納期限延長の場合は、担保引落とし済みである。

＜B＞BP承認申請の場合は、担保引落とし済みである。

(B) 許可・承認登録処理

許可・承認判定処理で条件を満たした場合は、以下の処理を行う。

(a) 輸入申告DB処理

- ①許可・承認された旨を輸入申告DBに登録する。
- ②削除対象とする旨を輸入申告DBに登録する。

なお、輸入（引取）許可の場合は、特例申告期限日を基準として削除対象とする旨を輸入申告DBに登録する。

ただし、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認の場合で、併せ運送の旨の登録がある場合は、登録しない。

- ③BP承認の場合で、輸入申告DBに「その他やむを得ない理由があると認める場合（自動処理）」に係るBP申請事由コードが登録されている場合は、登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降にIBPに係る審査終了を行う旨を輸入申告DBに登録する。

- ④輸入（引取）許可の場合は、輸入申告DBに特例申告期限日を輸入申告DBに登録する。
- (b) 貨物情報関連処理
- 以下の場合以外に処理を行う。
- ①輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合
- ただし、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請の場合で、通関予定蔵置場が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、処理を行う（海上のみ）。
- ②輸入申告DBに郵便物である旨が登録されている場合
- ＜A＞貨物情報DB処理（海上のみ）
- 輸入申告DBに登録されているB/L番号について、以下の処理を行う。
- ＜a＞許可・承認された旨を貨物情報DBに登録する。
- ＜b＞蔵入承認（再蔵入承認）の場合で、蔵入等先保税地域が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合は、蔵出輸入申告（蔵出輸入（引取・特例）申告を含む）または再蔵入承認申請に利用しうる情報を貨物情報DBに登録する。
- ＜c＞削除対象とする旨を貨物情報DBに登録する。
- ただし、以下の場合は登録しない。
- ①コンテナ詰貨物の場合で、輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場が搬出確認の必要な保税地域の場合
- ②蔵入承認（再蔵入承認）、移入承認、総保入承認または展示等承認の場合で、併せ運送の旨の登録がある場合
- ③蔵入承認（再蔵入承認）、かつ、併せ運送の旨の登録がない場合で、蔵入等先保税地域が蔵入承認済貨物の貨物管理を行う蔵置場としてシステムに登録されている場合
- ＜B＞輸入貨物情報DB処理（航空のみ）
- 輸入申告DBに登録されているAWB番号について、以下の処理を行う。
- ＜a＞許可・承認された旨を輸入貨物情報DBに登録する。
- ＜b＞以下のいずれかの条件を満たす場合は、削除対象とする旨を輸入貨物情報DBに登録する。
- ①蔵入承認、移入承認、総保入承認及び展示等承認以外の場合で、輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場について、OUT業務が不要である旨がシステムに登録されている場合
- ②併せ運送の旨の登録がない蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認の場合で、輸入申告DBに登録されている「通関予定蔵置場コード」と「蔵入等先保税地域コード」が同一の保税地域コードの場合
- (c) 資金DB処理
- 納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。
- ①輸入許可された旨を資金DBに登録する。
- ②一括納付対象の受入科目がある場合は、一括納付書番号を払い出し、資金DBに登録する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。
- (d) 本船・ふ中扱い承認申請DB処理（海上のみ）
- 輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場が本船扱いまたはふ中扱いの蔵置場である場合は、本船・ふ中扱い承認申請DBに、許可・承認された旨及び削除対象とする旨を登録する。
- (e) インボイス・パッキングリストDB処理
- 輸入申告DBに登録されている電子インボイス受付番号に係るインボイス・パッキングリストDBに、許可・承認された旨及び削除対象とする旨を登録する。

(17) 特例申告受理処理

申告等種別が輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入申告DBに特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）を併せて行う旨が登録されていない場合は、輸入（引取）許可に係る許可・承認処理に引き続き以下の処理を行う。

(A) 担保引落とし処理

輸入申告DBに担保額が登録されている場合は、以下の処理を行う。

(a) 引落とし処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されており、担保DBに登録されている担保登録番号毎の担保引落とし残高が輸入申告DBに登録されている担保提供原因毎の担保額を合計した金額以上である場合は、以下の処理を行う。

なお、輸入申告DBに2つまたは3つの担保登録番号が登録されており、担保DBに同一の担保提供原因が登録されている場合は、関税等（関税、特殊関税、消費税及び地方消費税）とその他の内国消費税等（関税等以外の内国消費税）で下表に示す順序で引き落とし処理を行う（1つの受入科目と担保提供原因に対して複数の担保登録番号からの引落としは行わない。）。

	据置担保（1 欄目）	据置担保（2 欄目）	個別担保
関税等	3 番目	1 番目	2 番目
その他の内国消費税等	3 番目	2 番目	1 番目

①引落とし結果を担保DBに登録する。

②担保提供原因毎に引落とし結果を担保引落とし回復DBに登録する。

ただし、納期限延長用の担保提供原因の場合は、登録しない。

③担保引落とし済みの旨を輸入申告DBに登録する。

④資金DBに特例申告された旨及び担保引落とし済みの旨を登録する。

(b) 担保残高不足処理

輸入申告DBに担保登録番号が登録されていない場合または担保残高が不足している場合は、エラーとする。

(B) 納付処理

納付すべき税額がある場合は、以下の処理を行う。

(a) 特例申告口座一括引落とし登録処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

なお、特例申告口座一括引落とし処理についての詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F02「特例申告口座一括引落とし処理」を参照。

①特例申告された旨を資金DBに登録する。

②一括納付書番号を払い出す。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

③一括納付書番号及び受入科目毎に納付すべき税額を口座一括振替用DBに登録する。

(b) リアルタイム口座処理

納付方法が口座振替の税科目がある場合で、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合、かつ、無符号輸入者の場合は、リアルタイム口座を利用して納付する場合のみ、以下の処理を行う。

①納付番号及び確認番号を払い出し、輸入申告DBの税科目毎に納付すべき税額を合計した金額をMPN納付DBに登録する。

②リアルタイム口座引落とし処理中の旨を輸入申告DBに登録する。

③口座残高不足の旨を資金DBに登録する。

④口座引落とし要求電文をリアルタイム口座用Webサーバ向けに送信する。

(c) 一括納付書用登録処理

納付方法が口座振替でない税科目がある場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

ただし、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合で、無符号輸入者の場合は除く。

①特例申告された旨を資金DBに登録する。

②一括納付書番号を払い出し、資金DBに登録する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書番号払出し・登録処理」を参照。

(d) 納付方法が口座振替でない税科目がある場合で、申告等種別が特例委託輸入（引取・特例）申告の場合、かつ、無符号輸入者の場合は、税科目毎に以下の処理を行う。

<A>直納処理

納付方法が直納の場合は、特例申告された旨を資金DBに登録する。

MPN処理

①特例申告された旨及びMPNを利用して納付する旨を資金DBに登録する。

②納付番号及び確認番号を払い出し、特例申告あて先税関官署、申告等番号及び納期限が同一の受入科目の納付情報を1つにまとめ、MPN納付DBに登録する。

(C) 輸入申告DB処理

特例申告された旨を輸入申告DBに登録する。

(18) 特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理

輸入申告DBに特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）処理を併せて行う旨が登録されている場合は、輸入（引取）許可に係る許可・承認処理に引き続き特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された旨及び特例申告期限日の翌月末日を基準として削除対象とする旨を輸入申告DBに登録する。

(19) 検査処理（航空のみ）

審査区分が「検査扱い」の場合に、以下の処理を行う。

(A) 貨物取扱回数加算処理

①加算重量がシステムに登録されている基準値以下の場合は、有料回数（1）に「1」を加算し輸入貨物情報DBに登録する。

②加算重量がシステムに登録されている基準値を超える場合は、有料回数（2）に「1」を加算し輸入貨物情報DBに登録する。

ただし、SP貨物で当該AWBの蔵置されている保税蔵置場が、システムにSP貨物の取り扱い可能な保税蔵置場として登録されている場合は、処理を行わない。

(20) 時間外執務要請届使用実績DB処理

税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(21) 共通管理番号関連処理

輸入申告DBに共通管理番号が登録されている場合は、共通管理番号関連処理を行う。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(22) 添付ファイル管理DB処理

添付ファイル管理DBに入力された申告等番号に係る情報が存在する場合は、以下の処理を行う。

①輸入申告等（予備申告を含む。）された旨を登録する。

②「通関関係書類（原紙）提出要否判定」の判定結果及び許可・承認された旨を登録する。

③許可・承認（BP承認は除く）となった場合は、「通関関係書類提出要否判定」の判定結果及び許可・承認された旨を登録する。

④特例申告受理となった場合は、特例申告受理された旨を登録する。

(23) 包括保険DB処理

包括保険番号が8桁の場合、本業務が行われた日を包括保険DBに登録する。

(24) 関税割当証明書DB処理

輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある場合は、以下の処理を行う。

- ①輸入申告等（予備申告を除く。）された旨を登録する。
- ②「簡易審査扱い」（保留中を除く）または特例申告された場合は、当該申告番号に係る裏落内容について税関確認済みの旨を登録する。
- ③許可・承認（BP承認は除く）となった場合は、許可・承認された旨を登録する。

(25) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

- ①他法令未済処理が行われた場合。
- ②担保残高不足処理が行われた場合。
- ③申告条件が予備申告の場合で、既に通関予定蔵置場に貨物が搬入されている場合。
- ④税関への通知を要する事故が登録されている貨物の場合。

(26) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入申告等控情報 ^{*15}	許可・承認されていない場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸入申告控 ②輸入申告変更控 ③輸入申告控（少額関税無税） ④輸入申告変更控（少額関税無税） ⑤蔵出輸入申告控 ⑥移出輸入申告控 ⑦総保出輸入申告控 ⑧輸入許可前貨物引取承認申請控 ⑨輸入許可前貨物引取承認申請控（少額関税無税） ⑩蔵出輸入許可前貨物引取承認申請控 ⑪移出輸入許可前貨物引取承認申請控 ⑫総保出輸入許可前貨物引取承認申請控 ⑬輸入許可前貨物引取承認申請変更控 ⑭輸入許可前貨物引取承認申請変更控（少額関税無税） ⑮蔵入承認申請控 ⑯蔵入承認申請変更控 ⑰移入承認申請控 ⑱移入承認申請変更控 ⑲総保入承認申請控 ⑳総保入承認申請変更控 21 展示等申告控 22 輸入（引取）申告控 23 輸入（引取）申告変更控 24 蔵出輸入（引取）申告控 25 蔵出輸入（引取）申告変更控	入力者
	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合は、特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）控として出力	入力者
	特例申告受理された場合は、特例申告控として出力	入力者 輸入者および輸入取引者 ^{*17}

情報名	出力条件	出力先
輸入許可等通知情報 ^{*16}	許可・承認された場合は、以下のいずれかとして出力 ①輸入許可通知 ②輸入許可通知（少額関税無税） ③蔵出輸入許可通知 ④移出輸入許可通知 ⑤総保出輸入許可通知 ⑥輸入許可前貨物引取承認通知 ⑦輸入許可前貨物引取承認通知（少額関税無税） ⑧蔵出輸入許可前貨物引取承認通知 ⑨移出輸入許可前貨物引取承認通知 ⑩総保出輸入許可前貨物引取承認通知 ⑪蔵入承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑫蔵入承認通知 ⑬移入承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑭移入承認通知 ⑮総保入承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑯総保入承認通知 ⑰展示等承認通知（保税運送承認通知兼用） ⑱展示等承認通知 ⑲輸入（引取）許可通知 ⑳蔵出輸入（引取）許可通知	入力者
		輸入者および輸入取引者 ^{*17}
特例申告エラー通知情報	輸入（引取・特例）申告の場合で、輸入（引取）許可後に特例申告受理処理でエラーとなった場合	入力者
許可・承認貨物（輸入）情報	許可・承認となった場合（IBPを除く） ただし、最初蔵入等承認年月日が登録されている場合で、複数のB/L番号が登録されている場合は出力しない。	通関蔵置場 ^{*17*18} （一括申告した場合または複数のB/Lを通関した場合はすべての通関蔵置場）（海上のみ）
		保税蔵置場 ^{*17} （航空のみ）
		搬入予定場所 ^{*17} （予備申告時に本申告の起動方法を税関空港で貨物引取時自動起動とされた場合）（航空のみ）
		搬入予定場所 ^{*17} （貨物到着前輸入申告扱いの場合）（航空のみ）
	以下の条件をすべて満たす場合は、許可・承認貨物（U）情報として出力（海上のみ） ①到着即時輸入申告扱いである ②許可・承認となっている（IBPを除く） ③船卸確認前である	コンテナオペレーション会社 ^{*17}
	以下の条件をすべて満たす場合は、許可・承認貨物（U）情報として出力（海上のみ） ①貨物到着前輸入申告扱いである ②輸入（引取）許可となっている ③船卸確認前である（混載子B/Lを通関した場合は混載親B/Lの混載仕分確認前である）	コンテナオペレーション会社または混載仕分けを行う保税地域（混載子B/Lを通関した場合） ^{*17}

情報名	出力条件	出力先
到着即時申告予定コンテナ情報（海上のみ）	予備申告（U）の場合で、MFR業務実施済みの場合	コンテナオペレーション会社
担保不足通知情報	担保引落とし処理で担保引落とし残高が不足した場合	入力者
他法令未済等確認情報	システムにより他法令手続の証明を行おうとする輸入申告等について、他法令手続の承認等が行われていない場合	入力者
納付書情報（直納）	以下の条件をすべて満たす場合に税科目毎に出力 ただし、個別納期限延長と即納混在の場合は、個別納期限延長対象で税科目分の出力は行わない。 ①「簡易審査扱い」（保留中は除く）または予備申告の審査終了が行われている ②納付すべき税額がある ③一括納付対象でない ④包括納期限延長されていない ⑤納付方法が直納である ⑥申告納税方式である ⑦システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている ⑧BP承認申請でない	入力者
納税告知書情報	以下の条件を満たす場合に税科目毎に出力 ①「簡易審査扱い」（保留中は除く）または予備申告の審査終了が行われている ②納付すべき税額がある ③賦課課税方式である ④システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている ⑤BP承認申請でない	税関（収納担当部門）
納付番号通知情報	以下の条件を満たす場合に税科目毎に出力 ただし、個別納期限延長と即納混在の場合は、個別納期限延長対象の税科目分の出力は行わない。 ①「簡易審査扱い」（保留中は除く）または予備申告の審査終了が行われている ②納付すべき税額がある ③一括納付対象でない ④納付方法がMPNである ⑤システムにより他法令手続の証明を行う場合は、他法令手続の承認等が行われている ⑥BP承認申請でない	以下のいずれか ^{*19} ・入力者 ・輸入者 ・輸入者に係る代表通関業者 ・輸入取引者 ・輸入取引者に係る代表通関業者 （申告納税方式の場合） 税関（収納担当部門）（賦課課税方式の場合）

情報名	出力条件	出力先
検査指定情報*20	以下の条件をすべて満たす場合（海上のみ） ①検査区分が「現場検査」、「本船検査」、「ふ中検査」、「検査場検査」、「大型X線検査」または「見本確認」に指定された ②当該検査区分にかかる検査指定票が未出力である	入力者
		検査立会者*22
	以下の条件をすべて満たす場合（海上のみ） ①予備申告後の本申告 ②予備申告時にCKO業務により検査区分が「現場検査」、「検査場検査」、「大型X線検査」または「見本確認」に指定された ③システム不参加保税蔵置場で通関した場合ではない ④一括申告した場合または複数のB/Lを通関した場合ではない	通関蔵置場*17
	以下の条件をすべて満たす場合（航空のみ） ①検査区分が「現場検査」、「検査場検査」または「見本確認」に指定された ②以下のいずれか ・通常申告 ・予備申告 ・予備申告変更 ・本申告 ③当該検査区分にかかる検査指定票が未出力である なお、CKO業務によらず検査区分が指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する。	入力者
		検査立会者*22
輸入申告等情報（レコーダ）	以下の条件をすべて満たす場合（航空のみ） ただし、保税蔵置場が他所蔵置場所の場合は、出力しない ①予備申告及び予備申告変更以外 ②検査区分が「現場検査」、「検査場検査」または「見本確認」に指定された	保税蔵置場*17
		税関（通関担当部門） 税関（通関担当部門）*23
特例申告納期限延長申請情報	特例申告納期限延長申請（酒税・たばこ税）された場合	税関（収納担当部門）
蔵入等承認貨物運送情報（海上のみ）	併せ運送兼用の旨が登録されている場合で、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認となった場合	税関（保税担当部門）

情報名	出力条件	出力先
併せ運送通知情報（海上のみ）	併せ運送兼用の旨が登録されている場合で、蔵入承認、移入承認、総保入承認または展示等承認となった場合	蔵入等先保税地域 ^{*17}
予備申告（S）通知情報（航空のみ）	以下のいずれかの条件を満たす場合に出力 ①予備申告（S）で審査区分が「簡易審査扱い」（保留中は除く） ②予備申告（S）に係る本申告で、許可・承認となった	保税蔵置場 ^{*17}
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ただし、予備申告時に出力済みの場合は、出力しない ①添付ファイル管理DBに申告等番号に係る情報が存在する ②輸入申告等情報（レコーダ）を出力する	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） ^{*23}
関税割当裏落内容仮登録通知情報	輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある場合。ただし、引取申告、予備申告を除く。	税関（通関担当部門）
関税割当裏落内容確認結果通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ①輸入承認証等識別欄に関税割当証明書（システム）に対応するコードの入力がある ②「簡易審査扱い」 ③通常申告または本申告	関税割当裏落内容の仮登録者 ^{*21}
		輸入者 ^{*17*24}
検査予約取消票		税関（通関担当部門） ^{*23}
検査取消票	以下の条件を満たす場合に出力 ①検査を行う官署が変更となる ②検査指定済である	申告者
		検査立会者 ^{*22}
		通関蔵置場 ^{*17}

- （*15）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D02「輸入申告等控情報について」を参照。
- （*16）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙D01「輸入許可等通知情報について」を参照。
- （*17）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。
- （*18）本船扱いで本船利用船会社がシステムに参加している場合は、本船利用船会社へ出力する（海上のみ）。
- （*19）システムに出力する旨が登録されている利用者のみに出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙F01「収納関連処理」の「一括納付書等出力処理」を参照。
- （*20）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙L01「検査指定情報等について」を参照。
- （*21）関税割当裏落内容の仮登録者（「関税割当裏落数量仮登録（TQC）」業務の入力者）と関税割当証明書内容の登録者（「関税割当証明書内容登録（TQA）」業務の入力者）が異なる場合は、両方に出力する。
- （*22）検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。
- （*23）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。
- （*24）関税割当裏落内容の仮登録者と同一である場合は出力しない。

7. 特記事項

(1) 特恵の適用

3月31日以前に輸入申告等事項登録したもので、特恵停止等によりWTO協定税率等が適用されたものについて、4月1日以降に輸入申告等をした場合にはそのままWTO協定税率等が適用されることになる。

特恵税率を適用したい場合には、4月1日以降にIDA業務を再度行い、適用税率が特恵税率となることを確認したのち、輸入申告等をする必要がある。

(2) 輸入申告事項の登録の完了

「輸入申告事項の登録の完了」とは、IDA業務で「入力されたB/L番号/AWB番号がシステムに登録されていない場合」の注意喚起メッセージが出力されていないこと（予備申告は除く。）をいう。

ただし、輸入申告DBに最初蔵入等承認年月日が登録されている場合は、除く。

- (3) 予備申告後または予備申告変更後にIDA01業務を行った場合で、既に通関予定蔵置場に貨物が搬入済で本申告を行える状態にある場合は、本業務で予備申告変更を行わず、本申告を行うことができる。
- (4) 予備申告(U)を行った場合で、貨物搬入業務により本申告が自動起動された場合は、輸入申告DBに登録されている通関予定蔵置場コード、通関予定蔵置場名及び都道府県コードを搬入時自動起動した保税地域に係る情報に変更する（海上のみ）。
- (5) 予備申告(U)を行った場合で、貨物が突合した時点で本申告が自動起動された場合は、輸入申告DBに登録されている予備申告識別を予備申告(Z)で自動起動された旨の登録に変更し、通関予定蔵置場、通関予定蔵置場名、船（取）卸港コード、船（取）卸港名及び都道府県コードを突合した時点の輸入貨物情報DBの内容に書き換える（航空のみ）。
- (6) 予備申告(J)を行った場合で、貨物が突合した時点で本申告が自動起動された場合は、輸入申告DBに登録されている予備申告識別を予備申告(Z)で自動起動された旨の登録に変更し、通関予定蔵置場、通関予定蔵置場名、船（取）卸港コード、船（取）卸港名及び都道府県コードを突合した時点の輸入貨物情報DBの内容に書き換える。
- (7) 出力される関連省庁の届出・申請番号について

関連省庁の届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、関連省庁別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

- ①食品等輸入届出受付番号欄
- ②輸入植物検査申請番号欄
- ③畜産物輸入検査申請番号欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会（I×X）」業務で確認することができる。